

被災者の皆様へのお知らせ

**被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間が、
平成26年4月10日まで、1年間延長されました。**

次の被災世帯の世帯主の方は、基礎支援金の申請又は差額申請について、被災時にお住まいの市町村の窓口に御相談ください。

- 1 東日本大震災により、その居住していた住宅が「全壊」又は「大規模半壊」の被害認定を受けたが、まだ基礎支援金の支給の申請をしていない世帯の世帯主
- 2 東日本大震災により、その居住していた住宅が「半壊（大規模半壊含む）」の被害認定を受けた後、次の①②の理由等でやむを得ず「解体」された場合、その住宅に被災時に居住していた世帯の世帯主
 - ① その建物の倒壊の危険を防止するため
 - ② 居住するためには補修費用が著しく高額になる場合等

(例)「半壊」の被害認定を受けた被災時に住んでいたアパートが、大家によってやむを得ず解体された場合

※注) 既に「大規模半壊」で基礎支援金（複数世帯 50 万円）を受給した後、建物がやむを得ない理由により「解体」された場合、基礎支援金の申請期間内に、市町村の発行する「解体証明書」を申請書に添付して、差額の 50 万円（複数世帯の場合：半壊解体 100 万円－大規模半壊 50 万円）の申請をすることもできます。

<被災者生活再建支援金> ※ 複数世帯（2人以上世帯）支給額 単身世帯の支給額は3/4

ア 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて国から支給される支援金）

【申請期間】平成 26 年 4 月 10 日まで（37 か月）

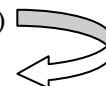
住宅の被害程度	全壊	解体(半壊)	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	50 万円

イ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて国から支給される支援金）

【申請期間】平成 30 年 4 月 10 日まで（85 か月）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口に御相談ください。(ウラ)



被災者生活再建支援金 各市町村窓口

	市町村名	所管課	電話番号
1	盛岡市	保健福祉部地域福祉課	019-651-4111
2	八幡平市	市民福祉部地域福祉課	0195-76-2111
3	雫石町	福祉課	019-692-6472
4	葛巻町	総務企画課	0195-66-2111
5	岩手町	健康福祉課	0195-62-2111
6	滝沢村	健康福祉部福祉課	019-684-2111
7	紫波町	福祉課	019-672-6864
8	矢巾町	生きがい推進課	019-611-2822
9	花巻市	生活福祉部地域福祉課	0198-24-2111
10	遠野市	健康福祉の里福祉課	0198-62-5111
11	北上市	沿岸地域被災者支援室	0197-64-2111
12	西和賀町	町民課	0197-85-2111
13	奥州市	健康福祉部福祉課	0197-24-2111
14	金ヶ崎町	保健福祉センター	0197-44-4560
15	一関市	保健福祉部児童福祉課	0191-21-2111
16	平泉町	町民福祉課	0191-46-5562
17	大船渡市	生活福祉部地域福祉課	0192-27-3111
18	陸前高田市	民生部被災者支援室	0192-54-2111
19	住田町	総務課東日本大震災支援室	0192-46-2111
20	釜石市	保健福祉部地域福祉課	0193-22-0177
21	大槌町	復興局被災者支援室	0193-42-8718
22	宮古市	福祉課	0193-62-2111
23	山田町	健康福祉課	0193-82-3111
24	岩泉町	保健福祉課社会福祉室	0194-22-2111
25	田野畑村	復興対策課	0194-34-2111
26	久慈市	健康福祉部社会福祉課	0194-52-2119
27	普代村	保健福祉課	0194-35-2114
28	野田村	住民福祉課	0194-78-2927
29	洋野町	福祉課	0194-65-5915
30	二戸市	健康福祉部福祉課	0195-23-1313
31	一戸町	福祉部健康福祉課	0195-32-3700
32	軽米町	総務課	0195-46-2111
33	九戸村	住民生活課	0195-42-2111

復興局生活再建課 被災者支援担当

TEL: 019 - 629 - 6917